

6 さ 農 水 第 468 号
令 和 6 年 12 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さぬき市長 大山茂樹

市町村名 (市町村コード)	さぬき市 (372064)
地域名 (地域内農業集落名)	鴨部地区 (東川田・川田・中空・中通・内間・藁屋上・藁屋下・鳥田・川古・成山・六番・西山・坂子・二番・茂里・日浦・下所・田中・下張・談議所・馬次上・馬次下・大笹・中尾・深宝・白川原・上の坊・楠木集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は基盤整備された農地が比較的多く、担い手への農地集積は進んでいる。ただし、山際に位置する農地は鳥獣被害も多く遊休農地化が懸念されている。地域内の農業者は高齢化や後継者不足が課題である。今後は地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者の確保及び育成、さらに地域外の担い手への集積も補完的役割を担ってもらうため推進していく。また地域の主要作物である米・麦の栽培を中心に取組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	282.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地は、農業上の利用が行われることを基本とし、耕作条件の悪い農地については緩衝帯として耕起・草刈り等を実施し保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手(認定農業者・認定新規就農者)へ優先的に集積し、補完的役割として地域外の担い手及び担い手以外の兼業農家や定年帰農者等で今後地域農業の発展に意欲のある者を中心に農地の集積・集約化を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域での話し合いによる合意形成の結果に基づき、農地の大区画化・パイプライン化・農道整備等の取組を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織についてはこれまでどおり関係機関等も交えてヒアリングを行い、育成・支援をしていく。また、県において認定される多様な農業人材についても県と連携しながら支援していく。なお、新規就農者がいる場合は優先的に農地を斡旋する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業機械銀行受託者会等を活用し、地域の農業生産の安定的増大を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣友会へ罠の設置依頼による駆除及び防止柵設置のための補助を行う。

②減農薬・減肥料による水稻栽培への取組を支援する。

③ドローン等を活用し、省力化を図る。